

契 約 書 (案)

- | | |
|---------|--|
| 1 件 名 | 令和5年度消耗品一括購入契約 (単価契約) |
| 2 納入品目 | 仕様書別紙1のとおり |
| 3 契約単価 | 仕様書別紙1のとおり
(契約単価に消費税及び地方消費税は含まないものとする。) |
| 4 仕 様 | 仕様書のとおり |
| 5 納入場所 | 仕様書別紙2のとおり |
| 6 契約保証金 | 免除 |

上記について、支出負担行為担当官 四国運輸局長 ○○ ○○ (以下「発注者」という。) と、【契約者】 (以下「受注者」という。) とは、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 受注者は、この契約に定める条件に従い標記の物品を供給し、発注者は、その代価として代金を支払う。

(権利義務の譲渡)

第2条 受注者は、この契約によって生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡、継承、又は担保の目的に供してはならない。

ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(契約の条件)

第3条 契約物品は本契約期間中、規格、単位、および価格の改定をすることができない。ただし、経済情勢により市場価格に変動がある場合は、発注者および受注者が協議して随時価格の改定を行うことができる。

(一括再委託等の禁止)

第4条 受注者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。

(再委託及び再委託内容等の変更の事前承諾義務)

第5条 受注者は、業務の一部(「主たる部分」を除く。)を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び

契約金額等について記載した書面を発注者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の規定は、受注者がコピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等の軽微な業務を再委託しようとするときには、適用しない。
- 3 受注者は、第1項にて承諾を得た場合において、再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、前項の軽微な業務を除き、あらかじめ当該複数段階の再委託の相手方（次条「再委託受託者」という。）の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を記載した書面（以下「履行体制に関する書面」という。）を発注者に提出しなければならない。履行体制に関する書面の内容を変更しようとするときも同様とする。
- 4 受注者は、前項の場合において、発注者が契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 5 第1項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。
- 6 受注者が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を受注者が負うものとする。

（再委託受託者に対する監督）

第6条 受注者は、発注者又は監督職員が再委託受託者に、請負人に対すると同様の監督をすることができるように必要な措置をとらなければならない。

（納入及び検査）

- 第7条 受注者は、上記物品を納入しようとするときは、納品書をもってその旨を発注者に届け出るものとし、発注者は当該納品書を受理した日から10日以内に検査を行うものとする。
- 2 契約物品の引渡しは、発注者が検査を終了したときに終わるものとする。
 - 3 納入に要する経費等及び検査のための変質、変形、消耗、破損等の損失は、すべて受注者の負担とする。
 - 4 受注者は、第1項の検査の終了後、発注者へ代金を請求するものとする。

（不合格品取引）

- 第8条 納入物品の検査の結果、合格しないものがあるときは、受注者は直ちに当該物品を引き取り、その代替品を発注者の指定した日時までに納入するものとする。
- 2 前項の代替品を納入する場合においては、契約の諸条項を遵守するものとする。

(契約金額の支払いと支払遅延利息)

第9条 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

2 発注者の責に帰すべき事由により、前項の支払が遅延した場合には、発注者は受注者に対し、当該未支払金額について、支払期限の翌日から起算して支払いをする日までの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した遅延利息を支払うものとする。ただし、受注者が代金の受領を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払いのできなかった日数は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

3 前項の規定により算出した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 発注者が、検査期間内に検査を終了しないときは、検査期間満了の日の翌日から検査を終了した日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、又検査の遅延した日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、第2項及び第3項の例に準じて計算した金額を受注者に支払うものとする。

(納入の遅延による違約金)

第10条 受注者の責に帰すべき理由により、所定の期日までに物品を納入しないときは、発注者は当該期限の翌日から起算して納入当日までの日数に応じて、延滞相当部分の金額に対し、年3.0%の割合をもって違約金を徴収する。

2 天災地変その他受注者の責に帰さない事由により、所定の期限内に納入できないときは、発注者にその事由を明らかにして履行期限の延期を求めることができる。

3 前項の求めがあるときは、発注者は内容審査のうえ、その延期を承認することができる。

(相殺等)

第11条 この契約により発注者が受注者から取得すべき遅滞金、違約金の金額等がある場合において、発注者が当該金額と相殺することができる債務を受注者に対し有するときは、これを相殺するものとする。

2 前項の規定により相殺を行っても、なお、発注者において取得金がある場合又は発注者が遅滞金、違約金等を徴収する場合において、受注者が発注者の指定する相当の期限までにこれらの金額を支払わないときは、受注者は、発注者に対し遅延利息を支払わなければならない。ただし、当該取得金、遅滞金、違約金が1,000円未満の場合はこの限りでない。

(契約不適合責任)

- 第 12 条 発注者は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、物品の補正又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 契約物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第 1 項の規定により請求する場合においては、民法第 166 条第 1 項及び第 566 条を適用するものとする。

(危険負担)

- 第 13 条 契約物品の納入前に、発注者の責に帰することのできない事由により契約物品に生じた損害は、次項に規定する場合を除き、受注者の負担とする。
- 2 天災地変その他の不可抗力により契約物品に損害が生じた場合において、その損害が重大であり、かつ、受注者が災害防止のために必要な臨機の措置を取る等善良な管理者の注意を怠らなかつたと認められるときは、その損害は発注者が負担するものとする。この場合において、損害額は発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとし、火災保険等、その損害を補填する金額があるときは、損害額からこれを控除するものとする。

(発注者の催告による解除権)

- 第 14 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- 一 正当な理由なく、納入期限内に物品を納入できないとき。
 - 二 正当な理由なく、第 12 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。

三 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第2条の規定に違反して購入代金債権を譲渡したとき。

二 契約物品の納入ができないことが明らかであるとき。

三 受注者がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 契約物品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に納入しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が納入をしないでその時期を経過したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその契約物品の納入をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる納入がされる見込みがないことが明らかであるとき。

六 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に購入代金債権を譲渡したとき。

七 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者は前項の規定に該当する理由で契約の解除となった場合は、契約単価に予定数量を乗じて計算した額の総額（以下「契約金額相当額」とい

う。)の10分の1に相当する額を違約金として発注者に支払わなければならない。

ただし、前項第二号の場合において、受注者の責に帰さない事由によるときは、この限りでない。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第17条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額相当額(この契約締結後、契約金額相当額の変更があった場合には、変更後の契約金額相当額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき。(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者

に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

- (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。なお違約金を発注者の指定する期限までに支払わないときは、発注者が支払うべき金額からその金額を控除し、なお不足を生じるときはさらに追徴するものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。
- (3) 第14条又は第15条の規定により、成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第14条又は第15条の規定により、成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 納入の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号

に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(機密の保持)

第19条 受注者は、この契約に基づく調査の内容及びこの契約の遂行上知り得た発注者の機密事項を発注者の承認を得ないで他に洩らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約外の事項)

第20条 本契約に関し、前各条項に疑義を生じたとき、又は各条項に定めない事項については、発注者及び受注者は協議のうえ解決するものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和5年 月 日

発注者

香川県高松市サンポート3番33号

支出負担行為担当官

四国運輸局長 ○○ ○○

受注者

【契約者名、住所、代表者名】